

調布市グラウンド・ゴルフ協会規約

令和7年4月1日現在

- (名称) 第1条 この協会は「調布市グラウンド・ゴルフ協会」と称する。
- (目的) 第2条 この協会はグラウンド・ゴルフを通じて健康の増進及び、体力の向上と会員相互の親睦を図り、スポーツ精神を養い、もって明るく豊かな楽しい市民生活の形成に寄与することを目的とする。
- (事業) 第3条 この協会は前条の目的を達成するため、次の各項に掲げる事業を行う。
(1) 各種団体との交流を図り大会等の企画及び運営に関すること。
(2) 各種教室・講習会等の企画及び運営に関すること。
(3) 各種指導者等の養成・登録及び派遣に関すること。
(4) その他、この協会の目的達成に必要な事項。
- (事務所) 第4条 この協会の事務所は会長宅に置く。
- (資格) 第5条 協会の会員は原則として前項の目的に賛同する調布市在住・在勤者で構成する。
- (役員) 第6条 この協会には次の役員を置く。
(1) 会長1名 (2) 副会長3名以内 (3) 総務10名以内 (4) 会計2 (5) 顧問1名
- (役員の任務) 第7条 役員の任務は次の通りとする。
(1) 会長は協会を代表して会務を統括する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
(3) 総務は協会の庶務・業務手続き・会員への通知等を行うこととする。
(4) 会計は協会の会計及び資産の管理を行うこととする。
- (監査) 第8条 この協会には監査を置く。
(1) 監査2名以内
(2) 監査は役員を兼務してはならない。
- (監査の任務) 第9条 監査の任務は次の通りとする。
(1) 協会の事業・業務が各種法令の遵守・地域との約束事の遵守・公序良俗に反していないこと及び第2条の目的に合致しているかを監査する。
(2) 協会の予算執行が適切適正に会計処理されているかを監査する。
(3) 議決権を有しないが役員会に出席する事ができる。
- (役員・監査の任期) 第10条 この協会の役員及び監査の任期は原則として2ヶ年とする。ただし再任を妨げない。また、再任した場合の任期も特に定めない。
- (会議) 第11条 この協会は総会（臨時総会）・役員会を開くことができる。
(1) 役員会の招集等
ア) 役員会は会長が招集する。ただし会長が必要と認めたとき。
イ) 役員会の3分の1以上から招集を請求されたとき。
ウ) 役員会の議長は会長とする。
(2) 役員会の議決事項。
ア) 総会の議決事項及び議案に関すること。
イ) 事業計画・予算・決算案の作成。
ウ) その他。
(3) 役員会の定足数
ア) 役員会は役員会の3分の2以上の者の出席で議事を開くことが出来、議事は出席役員数の過半数をもって決する。
イ) ただし、署名のある委任状を提出した役員は、出席者とみなす。

- (4) 総会の構成
 - ア) 総会は第5条に規定する正会員をもって組織する。
- (5) 総会の招集
 - ア) 通常の総会は年1回4月に会長が招集する。
 - イ) 臨時総会は役員会が認めたときに会長が召集する。
- (6) 総会の議長
 - ア) 総会の議長は会議のつど各正会員の総会出席者の互選で定める。
- (7) 総会の議決事項
 - ア) 事業計画及び収支予算の事項。
 - イ) 事業報告及び収支決算の事項。
 - ウ) 役員・監査の改選。
 - エ) その他重要事項。
- (8) 総会の定足数
 - ア) 総会は正会員現在数の2分の1以上の者の出席で議事を開くことが出来、議決は出席者の過半数をもって決する。

(入会・会費) 第12条 協会会員の入会・会費について次の通りとする。

- (1) 協会会員になろうとする者は、入会申込書と入会金を添えて会長に提出し承認をうけることとする。
- (2) 入会金1,000円・年会費2,000円とする。途中入会者、又は退会者が再入会する場合も同様とする。ただし、10月以降の入会は年会費を1000円とし、1月以降の入会は年会費を500円とする。
- (3) 役員会の決定を受け、総会の承認により臨時会費を集めることが出来る

(退会) 第13条 協会会員の退会について次の通りとする。

- (1) 協会会員が退会しようとするときは退会届を会長に提出することとする。ただし、入会金及び年会費は返還しないこととする。
- (2) 協会会員で来年度の年会費を当年度期末日までに、未納の者は当年度期末日に退会した事とする。

(会計年度) 第14条 この協会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(連盟への加入参加)

第15条 東京都グラウンド・ゴルフ協会への加入は、各会員の自由意志とし、決して強制するものではない。なお、所属協会名として本協会の名称を使用する場合は、本協会の趣旨を逸脱しない限り妨げないが、会長の承認を必要とする。

(雑則) 第16条 この規約に定めのない事項は役員会で決定する。

(附則) この規約は令和7年4月1日から施行する。

以上

(規約改定の推移)

1. 平成13年12月1日に制定した規約を平成16年3月16日の通常総会において第6条(2)及び(3)の役員定数に「以内」を追記する規約の変更を行った。
2. 平成17年3月15日の通常総会において次の規約の変更を行った。
 - ア) 第5条に「原則として」を挿入する。
 - イ) 第11条(2)に「途中入会者、または退会者が再入会する場合も同様とする」を追記する。
 - ウ) 第12条の条文の「退会届け」のけを削除し、「提出すること」の後にとするを追記し、その条文を(1)とする。(2)として年会費未納者の退会規約を新設する。
3. 平成22年3月23日の通常総会において、第9条「役員の任期」の1ヶ年を2ヶ年に変更した。
4. 平成23年3月29日の通常総会において、第6条「役員の数」のうち総務6名以内を10名以内に変更した。
5. 平成24年4月17日の通常総会において次の規約の変更を行った。
 - ア) 第10条(5)通常総会の招集月を3月から4月に変更した。
 - イ) 第12条(2)会費未納者の退会の日を通常総会の日から期末日に変更した。また年会費を来年度の年会費と明確にした。
6. 平成25年4月16日の通常総会において第6条役員のなかに監査2名以内を追加し、第7条役員の任務のなかに監査の任務を追加した。それに伴い第8条の監査の規定を削除した。
7. 平成27年4月21日の通常総会において、「弔慰」項目の追加および平成28年4月1日より年会費を2,000円に改定することが承認され、それに伴い規約条文を改定した。
8. 平成30年4月17日の通常総会において、第6条 この協会には次の役員を置くことができる、と文言変更をした。また、第9条の役員会の定足数に委任出席者を認める条項とした。
9. 令和4年4月5日の通常総会において、次の規約変更を行った。
 - ア) 執行機能と監査機能を明確に分離するために、第6条役員から(6)監査2名以内を削除した。
 - イ) 第7条役員の任務から(5)監査は協会の監査を行うこととするを削除した。
 - ウ) 旧第8条以降の条文の番号を2つ繰り下げ、第10条以降とした。
 - エ) 第8条監査を新設し、この協会に監査を置く、(1)監査2名以内、(2)監査は役員と兼務してはならないとした。
 - オ) 第9条監査の任務を新設し、監査の任務は次の通りとし、(1)～(3)を定めた。
 - カ) 第10条役員の任期に監査を追記した。
 - キ) 第11条会議(1)会議の招集等を役員会の招集等とした。
 - ク) 第11条総会の決議事項ウ)に監査を追記した。
 - ケ) 第14条の弔意の条項を削除する。
10. 令和7年4月1日の通常総会において第12条の協会会員の年会費について一部変更した。内容は入会日によって半額から1/4に段階的に減額するものである。
11. 令和8年4月7日の通常総会において第10条の役員・監査の任期について一部変更した。内容はこれまで役員と監査の任期は2年としていたが、今回これにこだわらないとするものである。